

平成28年度事業報告

概況

平成28年度のわが国経済は、アベノミクスの取り組みの中、好調な海外経済が波及して雇用と所得環境が改善され、緩やかな回復基調が続いた。ただし、個人消費は、天候による下押し圧力などもあり所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた。早期退社を促す「プレミアムフライデー」が実施されたが反応はいまひとつであった。景気の腰折れを懸念する意味から平成29年4月実施予定であった消費増税及び軽減税率制度の導入は平成31年10月に再延期された。また未来の農林水産業・食料政策に大きな影響を与えると思われた「TPPの発効」が米国のサプライズな新政策の実施から困難な情勢となり新たな枠組みを模索することになった。

食品流通業界は、高齢化の進行、少人数世帯や共働きの増加などの社会構造の変化から、食品小売業関連の業態間競争も一層激化し、加えてIT化やネットワーク化の進展から購買行動の多様化も進展し、著しく流通環境は変化した。

こうした状況の中、弊協会は名称を一般社団法人日本加工食品卸協会に変更して5年目を迎え、制度改革の理念に基づき事業活動を行い、継続して食品流通のサプライチェーンの協働体制の基盤整備と業界コストの合理化に優先的に取り組んだ。

こうした活動を行えたのは、例年の如く賛助会員各位の全面的なご協力や関連省庁である農林水産省をはじめとする諸官庁の適切なお指導とご協力、加えて(一財)流通システム開発センター、(公財)食品流通構造改善促進機構、(公社)日本缶詰びん詰レトルト食品協会、(一社)日本パインアップル缶詰協会、日本製罐協会、(一社)食品環境検査協会等の諸団体の皆様方の多方面にわたるご配慮があったからに他ならない。あらためて御礼を申し上げる。

以下、事業別に概観し、その後個別事業別に活動を報告する。

I. 調査研究事業

食品業界は、製品の値上げも一巡し、市場の構造的変化に対応して高齢化や健康志向、家庭介護、プレミアム志向などの新商品の投入が相次いだ。一方生活防衛に対応した価格訴求も根強い市場性であった。また流通では、製・販ともに資本提携や統合など、業界再編の動きも活発に行われた。こうした環境の中で来るべき消費税増税と軽減税率制度への対応策やサプライチェーンのあり方を検討する協働体制と連携した食品取引の環境整備の調査研究、環境変化に対応した流通プラットフォーム強化に向けた新技術の調査研究を行った。

◇消費税の軽減税率制度への対応について

平成29年4月に予定された消費税増税と軽減税率制度の導入は再延期されたが、前年から継続して(一財)流通システム開発センターが事務局業務をつとめる情報志向型卸売業研究会(通称:卸研)の研究会にて消費税の軽減税率制度が商取引上影響を及ぼす内容について調査研究を行っていた。課題の整理と卸売業としての対応策について研究成果を取りまとめた。この成果内容を受けて弊協会は、平成29年度事業として「軽減税率対応システム専門部会」を組織し、業界ステークホルダーに確認と調整を行い、弊協会としての対応策を取りまとめる予定である。

この卸研 研究会における研究成果の概要を要約すると、以下のとおり。

1)商品ごとに税率を管理する仕組みを構築する事

- ・商品マスタに税率項目を追加する

2)税率ごとに請求書はわけずに、請求書は複数税率が混在するパターンとする

(理由として、全ての取引に対応でき、現状の業務フローに変更がない)

3)軽減税率制度が導入される平成31年10月からの区分記載請求書等保存方式制度から対応し、平成35年10月からの適格請求書等保存方式(インボイス制度)対応の2重投資を避ける

◇食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の不適正な転売の防止の取組強化のための食品関連事業者向けのガイドラインについて

平成28年1月に食品製造業者から処分委託を受けた食品廃棄物が、産業廃棄物処理業者により食品として売却された事案が発覚したことで、廃棄食品の不正流通に関する政府の取組みがあり、このほどガイドラインが策定され弊協会に周知と食品廃棄物等の不適正な転売防止のための取組みを的確に実施されるよう依頼がなされた。平成28年5月には弊協会にも行政(農林水産省・環境省)より業界ヒアリングがあり、その際弊協会よりこの事案は一義的には産業廃棄物処理業者に関する問題であり、食品廃棄物排出側に過度な業務負荷やコストがかからないように要望したところでありますが、(日食協会報Vol1195号に詳細内容掲載)ガイドラインとして食品廃棄物等の引渡し時の転売防止対策として、

- ・マニフェストまたは自社用の伝票等による、処理委託された食品廃棄物等の量、処理施設に搬入された食品廃棄物の量、処理設備に投入された食品廃棄物等の量の整合性が取れているかの確認を通じた業務管理を行う。
- ・処理委託をする事業者の用いる収集運搬車両や処理施設にビデオカメラ、ドライブレコーダー、GPS等が備えつけられている場合には、これらのデータ提供を依頼することも検討する。
- ・こうした取組に加えて、破棄される食品の性状(固形・液状等)、荷姿、消費・賞味期限の長さ、発生量等に応じて、あるいは、食品関連事業者の施設、棚卸し等の排出される場面にに応じて、不適正な転売リスクを考慮しつつ、食品関連事業者は追加的に転売防止措置を検討する。
- ・不適な転売のリスクが相対的に高いと考えられる場合には、通常の業務管理に加え、以下のような取組を柔軟に選択し、実効的かつ継続的なかたちで取組を実施する。
ただし、食品循環資源の再生利用の取組を阻害しない方法を選択する。
- ・処理委託前の段階での包装の除去や毀損、その他一見して商品とならないような措置の実施する。
- ・賞味期限が切れていることが表示されている形で排出する。
- ・パッカー車による収集を活用する場合を含めた食品廃棄物等の破碎、又は他の食品廃棄物等との混合。この場合には、処理委託先の再生利用事業者との協議等を実施した上、食品循環資源の再生利用の取組を阻害しないよう特に留意する。
- ・廃棄物である旨、あるいは一見して食用に適さない旨の印の付与する。
- ・食品循環資源の再生利用等施設への搬入に食品関連事業者が立ち合い、再生利用設備への投入を目視により確認する等。

追加的な転売防止措置が必要となる食品廃棄物等は、廃棄物処理法上の産業廃棄物として排出される食品廃棄物に限られるということはないため、こうした転売防止措置は食品卸売業、食品小売業及び外食産業においても検討を行う必要がある。

こうした内容が記載され、これらの取組を柔軟に選択し、実効的かつ継続的な形で取組を実施することになった。(日食協会報Vol1198号にガイドライン詳細内容掲載)

◇緊急通行車両の事前届出制度に関して

平成28年3月の弊協会の理事会でご承認をいただき、農林水産省と日食協が「災害時における応援に関する協定書」を締結し、このコピーを「平成28年度緊急災害時対応食料調達可能調査」にご協力をいただいた会員卸企業全国34企業に配布し、具体的に最寄の警察署に届出を行っていただいた。これは緊急災害時に行政の要請に基づき応急用食料を都道府県、市町村の物流拠点に輸送を行う車両に使用するもの。当初は緊急時に小売業に配送する場合も適用されると誤解し、多数の車両台数を申請する企業もあったので、あらためてこの制度のスキーム内容を配布し周知した。平成29年4月末現在会員卸企業8社が緊急車両届け出を行った。

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録申請について

厚生労働省が管理する「特定接種管理システム」の不具合から長期間申請登録作業が中断しておりましたが、ようやく収束し申請登録の受付が開始され平成28年10月14日から平成29年3月17日までの期間で行われ、会員卸企業15社が登録を行った。この申請には産業医が配属されている事、新型インフルエンザ対策用BCPが作成されている事が前提となっている。次回の登録申請は平成30年頃に改めて行われる予定。

◇NTT東日本／西日本の「INSネット」提供終了(予定)に伴う今後のJCA手順の取り扱いと流通BMSの普及推進について

INSネット提供終了に伴う対応策について小売業団体、異業種卸団体と協議を重ね、流通業界に広く啓発して円滑な商品供給を維持するため9団体が連名でニュースリリースを発表した。

◇包括的職業能力評価制度整備事業について

「卸売業(食品・菓子・雑貨等)における職業能力評価基準」は平成19年10月に策定されたが、その後の業界環境の変化を踏まえ、厚生労働省の委託により中央職業能力開発協会を事務局として、有識者、全国卸商業団地協同組合連合会、一般社団法人日本加工食品卸協会及び全国菓子卸商業組合連合会並びに関係者を委員として構成した「包括的職業能力評価制度整備委員会(メンテナンス)[卸売業(食品・菓子・雑貨等)]」を設置し、企業調査による職務分析、職業能力評価基準改訂案の妥当性等の検証を行い、業界の現状や課題、人材育成上の課題等を反映しつつ改訂を行った。

・卸売業(食品・菓子・雑貨等)職業能力評価基準改訂の観点(人材ニーズの視点から)

(1) 小売コンサルティングの能力を持った人材に対するニーズ

取引先である小売業を取り巻く状況は極めて厳しいため、卸売業に対して自社の課題解決につながる提案を求める傾向が強い。得意先小売業の戦略や課題を理解し、最終消費者への販売量増加につながる提案を展開・実現することを通じ、小売業への納入量を増やすといった「課題解決」「提案営業」への転換が志向されている。

(2) ロジスティクスに精通した人材に対するニーズ

近年物流分野では、宅配需要の拡大、ドライバー不足、および環境負荷削減要請の高まりなど社会変化に伴う構造問題が生じている。こうした中サプライチェーン全体を俯瞰して問題・課題を整理し、効率化策を立案し推進できること。及び、そのために小売業・メーカーとの連携を円滑に図ることができることが今後のロジスティクス部門に求められる。

(3) 商品開発・マーケティングに関する高い専門性を有する人材に対するニーズ

消費動向等をもとに、消費者の支持を得られる自社独自商品を企画・開発する能力を持った人材。

国外・国内並びに商品種にかかわらず、生産委託先をマネジメントし、安定的な商品調達を実現する能力を持った人材。卸売業が自社の独自性を確立し、付加価値を高めていく上で不可欠な要素。

(4) データの分析・活用能力を持った人材に対するニーズ

競合卸売業との差別化や顧客満足の実現する手法として「マーケティングの分析・活用」の重要性が高まっている。近年のICT、IOTの進展を背景として、様々なマーケティングデータが利用可能となっているので、これらを卸売業の販売企画や商品開発に活用していくことが重要となる。

II. 研修・普及・啓発・実践事業

本部として各支部の定時総会や研修会時に協会の事業活動報告を行い、情報の共有化に努めた。例年の如く情報システム研修会を全国卸売酒販中央会と共催して行い、「流通システム標準普及推進協議会の活動について」「製・配・販連携協議会の活動状況について」「商品情報授受標準化に向けた取り組み」「卸業界における情報利活用の方向性」「IOT活用における顧客エンゲージメント革新」を研修し、情報システム部門として共有すべき内容について知見を深めた。

◇製・配・販連携協議会活動について

加工食品W・Gの返品実態報告では、卸売業からメーカーへの返品は、調査開始時から低下傾向できたが、2015年度は僅かに増加に転じ0.79%の返品率となる。主要業態別ではドラッグストアの返品率が高く、コンビニエンスは低い数値となっている。参加小売業調査による小売業から卸売業への返品率も前年比で若干増加し0.43%となる。加工食品の返品総額は約900億円と推計されている。またこのW・Gでは「加工食品の返品削減の進め方」と「配送効率化の進め方」の手引書をまとめた。

卸業界の人材育成を目指して(一社)日本ボランティアチェーン協会が認定する「スーパーバイザー養成講座」を後援し、協会会員は特別会費で受講できる体制となった。

産学連携を目指す「日本卸売学会」は9月に東洋大学にて全国大会を開催し、「少子高齢化社会に対応する卸売マーケティングの方向～需要創造に向けた卸売業の変革と流通チャネルの再編と展望」を大会の統一テーマに最新の研究成果を共有した。また平成29年2月には第三回研究例会を明治大学にて開催し、第4次産業革命が次世代の流通業に及ぼすインパクトに関する考察や業界の標準化の推進状況などについて発表がなされた。

この他研修事業としては、定時総会時に中・四国支部、関東支部、近畿支部、東海支部、北海道支部、九州沖縄支部が研修会を行い、加えて関東支部、北海道支部、東北支部、北陸支部が経営実務研修会、交流会を行った。また東海支部と近畿支部は地域卸同業会との共催で研修会や商品研修会を開催した。

III. 本部活動

情報発信力を高めて、会員相互間の情報共有化を図り、業界の健全な発展と存在価値の向上に努めた。またマイナンバー制度対応や個人情報の適正な取扱い確保に向けて「個人情報保護方針及び個人情報保護管理規定」を策定した。